

第102回安来市議会定例会 6月定例会議

総務企画委員長報告

令和6年6月14日

去る6月3日に開議されました本会議において本委員会に付託されました議案について、6月10日に審査を行いましたので、その結果並びに経過をご報告いたします。

まず、審査結果については、

議第84号 安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第85号 安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第87号 安来市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について

議第88号 財産の無償貸付について

以上4件は、すべて全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第84号」について、委員より、「市が独自にマイナンバーを利用する事務について、現在の利用範囲はどうなっているのか。また、今後、利用範囲を拡大するにあたり、これまでマイナンバーの利用について様々な議論があったが、どのような整理となるのか」との質問に対し、執行部からは、「現在は、福祉医療、子ども医療費の事務など、福祉系の利用が多い。今後、マイナンバーの利用範囲を拡大する場合、その都度、条例を改正する必要がある上、情報連携する際には、国が所管する個人情報保護委員会に申請し、その事務にマイナンバーの利用することが適当であると判断されて、はじめて利用することができる」との答弁でした。

「議第87号」について、委員より、「今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正の趣旨に対応するものとのことだが、消防職員と消防

団員で、賞じゅつ金の金額に差はあるのか。また、合併以降、該当された方はいるのか」との質問に対し、執行部からは、「金額の設定に関しては、審査委員会が設けられることになっている。審査においては、どういう状況で発生したかが考慮されることになるので、消防職員と消防団員で金額の差は生じないと考える。合併以降、公務災害による支払いはあるが、賞じゅつ金について、該当となった方はいない」との答弁でした。

「議第８５号」及び「議第８８号」について、委員からは数件の確認がありましたが、いずれも審議に影響する内容ではありませんでした。

以上、総務企画委員長報告といたします。